

葛巻町雇用拡大所得向上支援事業補助金
申請等に係る手引き

葛巻町
いらっしやい葛巻推進課
令和6年4月

1. 事業目的

町民の就労機会の拡大と地元への定着、町民所得の向上を促進

2. 制度のポイント

- | | | |
|------------|---|---------------------------------|
| 1) 就労の拡大 | } | 左記の3つのポイントに合わせた
補助メニューを展開します |
| 2) 地元への定着 | | |
| 3) 町民所得の向上 | | |

3. 制度概要（補助メニュー）

（1）雇用拡大支援事業

常用雇用の増加に対する補助

（常用雇用者数の拡大に対する設備投資などに係る事業者への支援）

※ 雇用者の欠員に対する採用者は対象外

（2）雇用促進定着支援事業

町への定着した常用的雇用者に対する補助（町への定着・定住に係る事業者への支援）

（3）所得向上支援事業

常用的雇用の賃金引上げに対する補助（所得向上に係る事業者への支援）

<注意>

いずれの補助メニューも予算上限に達したら受付終了となります。

4. 対象となる事業主

- ① 町内に主たる事務所、店舗又は工場を有し事業を営む者。
- ② 雇用保険法（昭和49年法律第119号）の適用を受けている者又は農林水産業を営む者。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和32年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者ではない者。

5. 賃金の算出方法

時間当たりの賃金額は、厚生労働省が定める最低賃金額の計算方法を準用

具体的には

「対象となる賃金を所定内労働時間数で除したもの」

例）（月給制の場合）月給÷月間所定内労働時間数

【対象となる賃金】

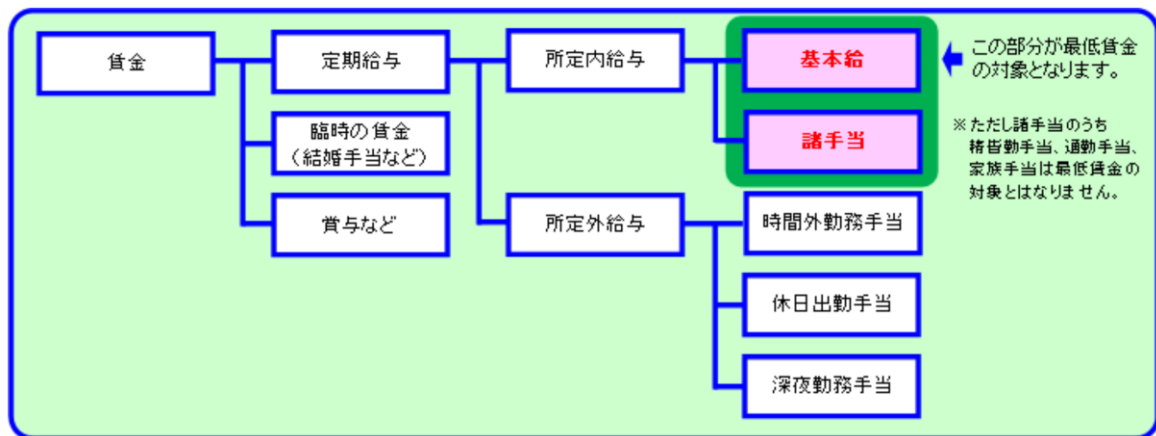
時給額算出の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが対象となります。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち
通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

【参考】（厚生労働省ホームページより）

※ <https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-12.htm>



4. 補助対象要件

◎共通要件

- ① 交付対象となる労働者（以下「交付対象労働者」という。）は交付対象となる事業主（以下、「交付対象事業主」という。）又は取締役若しくは監査役の2親等以内の親族を除く。
- ② 出勤簿又はタイムカード、給与台帳、労働者名簿等の書類を整備していること。
- ③ 補助金の交付申請時及び補助金請求時に納期の到来した町税を完納していること。
- ④ 国、県又は町の類似する補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑤ 県が定める最低賃金を下回っていないこと。
- ⑥ 個人経営の農林水産業者で、常時使用している労働者数が5人未満の事業主を除き、交付対象労働者が雇用保険の被保険者若しくは、雇用に係る労働災害補償保険に加入していること。

事業名	補助対象要件
(1) 雇用拡大支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象労働者を新たな常用雇用労働者として雇用すること。 2 申請日時点から過去1年間における最も多い常用雇用労働者数と比較し人数が増加していること。（町内で雇用されている者に限る） 3 新たに雇用した常用雇用労働者を1年間以上継続雇用する若しくは見込みであること。

	4 交付対象労働者が、過去に本要綱による同事業において補助金交付を受けていないこと。(申請する事業者が異なる場合でも同様に対象外とする。)
(2) 雇用促進定着支援事業	1 常用雇用労働者が雇用された期間が2年以上5年未満であること。 2 申請日時点で対象となる常用雇用労働者の賃金を所定内労働時間数で除した時間単価が1,250円未満であること。 3 交付対象労働者が、過去に本要綱による雇用促進定着支援事業での補助金若しくは葛巻町雇用促進事業補助金交付要綱(平成27年葛巻町告示第8号)において補助金交付を受けていない常用雇用労働者であること。(申請する事業者が異なる場合でも同様に対象外とする。)
(3) 所得向上支援事業	1 交付対象労働者の賃金を申請月時点から過去1年間における最も高い賃金の額と比較し時間単価50円以上上げている若しくは見込みであること。 2 申請日時点より1年以内に交付対象労働者の賃金を引下げていないこと。 3 賃金引上げ後の額を1年間以上継続する若しくは見込みであること。 4 当該年度において本要綱による雇用拡大支援事業の交付対象労働者でないこと。

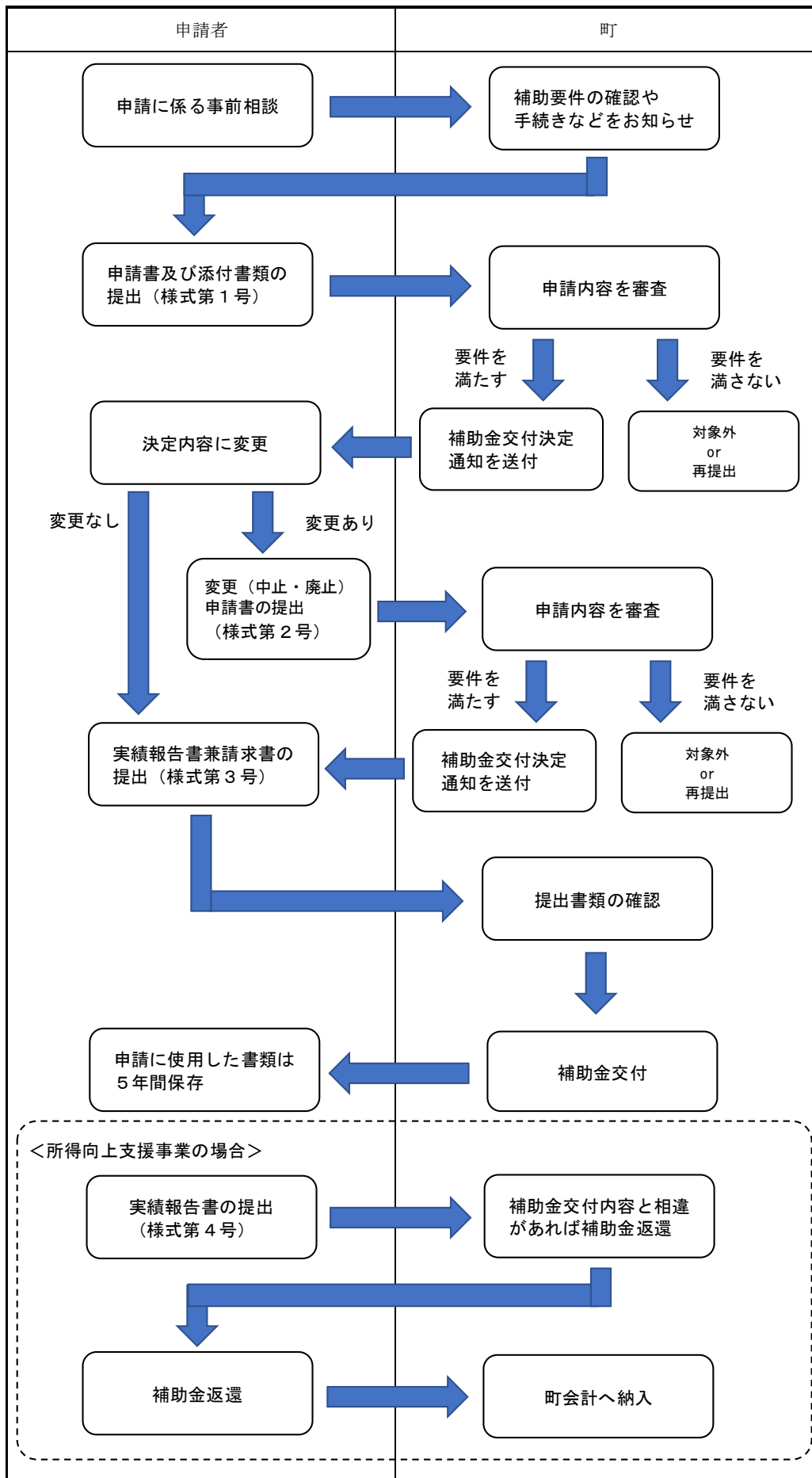
<事業者の皆様へお願い!>

葛巻町雇用促進・所得向上事業補助金の申請をする前に、町へ事前にご相談をお願いします。補助要件の確認や手続きなどについてお知らせいたします。

5. 補助金額・申請者数の上限

事業名	補助金の額	申請者数の上限 (当該年度内における交付対象事業主毎)
(1) 雇用拡大支援事業	12万円/1人	3人
(2) 雇用促進定着支援事業	36万円/1人	3人
(3) 所得向上支援事業	5万円/1人	10人

6. 各補助メニューの申請フロー



7. 留意事項

(1) 申請書類の保管

申請者は、補助金交付後においても、補助決定通知書を5年間保存するとともに、労働基準法第109条に基づき保存している書類のうち補助金の申請に関わる書類について、町長から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとします。

【労働基準法第109条（記録の保存）】

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。

(2) 調査等

町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。

(3) 支給決定の取消及び返還請求

町長は、補助要件を満たさない若しくは申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、補助金額確定の取消、補助金の返還請求を行います。

8. 問い合わせ先

葛巻町いらっしやい葛巻推進課 移住定住係

TEL : 0195-66-2111 (内線 443、444)

FAX : 0195-65-8983

E-mail : kuzumaki1102@town.kuzumaki.lg.jp